

理事の職務権限に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、NPO法人MamaCan（以下「当法人」という。）の理事の職務権限を定め、特定非営利活動法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及び当法人が定める規範、規定を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める当法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

(理事)

第3条 理事は、理事会を構成し、法令、定款及び理事会の議決に基づき、職務を執行する。

(理事長)

第4条 理事長の職務権限は、法令、当法人の定款、決裁規程及び決裁機関一覧表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 当法人を代表し、設置した事務局とともにその業務を総理する。
- (2) 総会、理事会を招集する。
- (3) 事務局長及び職員の任免を行う。

(細則)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和2年6月1日から施行する。（令和2年5月理事会決議）